平成２１年（フ）第２５２号
福井県南条郡南越前町上平吹第39号49番地
債務者　野林　美幸
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
福井県南条郡南越前町上平吹第39号49番地
債務者　野林とも子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番19―206号
債務者　山本　喜彦
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１４６号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番19―206号
債務者　山本　文恵
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１８２号
兵庫県伊丹市北本町１丁目240番地　井手口文化
債務者　仲間　　恵
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１９８号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目18番４―406号、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町船坂1381番地５
債務者　大上　真司
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２０２号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番７―501号
債務者　野崎　淳子（旧姓丸尾）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２５号
兵庫県揖保郡太子町蓮常寺71番地７
債務者　佐藤　浩一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第６８号
兵庫県豊岡市下陰216番地の１　雇用促進住宅下陰第２宿舎１号棟208号、前住所兵庫県豊岡市百合地947番地の２
債務者　鈴木　照美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
徳島県徳島市中昭和町２丁目47番地の５
債務者　近藤　敬造
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５３号
徳島市通町３丁目20番地
債務者　石井喜久三
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５８号
徳島県板野郡板野町那東字道ブチ28番地
債務者　玉田　秀正
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５９号
徳島県小松島市横須町11番130―223号
債務者　森内　玲子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６０号
徳島県板野郡上板町神宅字西金星18番地　神宅団地７号棟９号棟
債務者　佐藤　孝行
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６８号
徳島県阿波市市場町大野島字稲荷130番地１
債務者　近藤　利和
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６９号
徳島県阿波市市場町大野島字稲荷130番地１
債務者　近藤　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７８号
徳島市南昭和町３丁目37番地の３―302号
債務者　長野　憲造
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７９号
香川県高松市十川東町735番地
債務者　立石　憲一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部